

08 令和4年分確定申告、市県民税申告相談 2月16日(木)～3月15日(水)

令和4年分確定申告相談、市・県民税申告相談はインターネットと電話による予約制です。詳しくは市HPまたは広報たはら1月号をご確認ください。

▶ 税務課 ☎23-3509

●予約サイト(予約期間:～3月14日(火))

右記予約専用サイトから申告相談の予約ができます。



▲予約サイト

●予約受付電話(予約期間:～3月14日(火))

▶ 税務課 ☎23-3509 午前9時～午後5時受付(土・日曜日・祝日を除く)



▲市HP

申告に必要なもの ※申告内容によっては、下記以外の書類が必要な場合があります。

申告書または確定申告のお知らせ(届いた方)



マイナンバーカード



※お持ちでない方はマイナンバーを確認できる書類および運転免許証など身元確認ができるもの

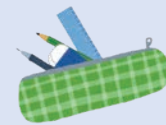
前年の申告書の控え



本人名義口座番号が分かるもの(預金通帳など)



筆記用具



利用者識別番号などが分かる書類(※)



※電子申告をしたことがある方のみ

所得確認に必要なもの

- ・給与、公的年金の源泉徴収票
 - ・収支内訳書(営業・農業・不動産収入のある方) など
- ※収支内訳書は必ず事前作成してください

各種控除の申告に必要なもの

- ・医療費控除の明細書(医療費控除を申告する方)
※医療費控除の明細書は必ず事前作成してください
- ・障害者手帳(障害者控除を申告する方)
- ・保険料控除証明書(社会保険料・生命保険料・地震保険料控除を申告する方)
- ・寄附した団体の領収書(ふるさと納税などの寄附金控除を申告する方) など

介護保険に関わる控除

▶ 高齢福祉課 ☎23-3217

介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば、おむつ代は医療費控除の対象となります。控除を受けるのが2年目以降の方は、高齢福祉課(東三河広域連合田原窓口)、赤羽根市民センター、渥美支所市民生活課で証明書の交付ができる場合があります。

※証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

介護保険の認定を受けた方の障害者控除

令和5年1月下旬頃に、障害者控除の対象となる方に「認定書」を送付しています。

※介護保険の認定を受けていない寝たきりの方などは、障害者控除の対象となる場合がありますのでご相談ください。

